

本庁舎における福祉・税分野以外の手続き(裏面もご確認ください)

市役所

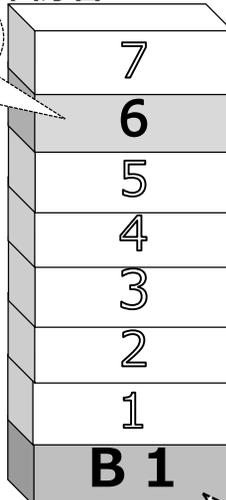
電話(代表) 0564-23-6000

市役所周辺案内図

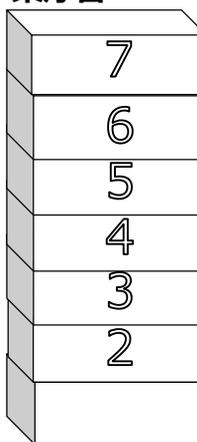


上下水道局
(水道使用者・所有者変更)
(農業集落排水)

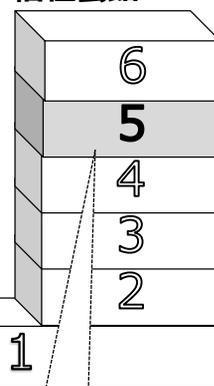
西庁舎



東庁舎



福祉会館



農業委員会
(農地の相続)

廃棄物対策課
(浄化槽管理者変更)

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
お早めに ☎	水道の使用者	・水道中止届 または 水道使用者変更届出 ・口座振替変更届出 (口座振替の方)	事前に右記担当へお問合せ ください。	上下水道部サービス課 お客様窓口 23-6350 西庁舎6階
	水道の所有者	水道所有者変更届出		
	農業集落排水処理施設使用者	・農業集落排水処理 施設使用者等異動届 ・農業集落排水処理 施設使用休止届		
30日以内 ☎	浄化槽管理者(主に世帯主) (下水道を使用している方は届 出の必要はありません。)	浄化槽管理者変更報 告書	事前に右記担当へお問合せ ください。	廃棄物対策課 汚水管理係 23-6871 福祉会館5階
相続登記後 お早めに ☎	農地の土地所有者	農地法第3条の3第 1項の規定による届 出書	事前に右記担当へお問合せ ください。	農業委員会 23-6196 西庁舎地下1階

その他、順次必要な手続きを御確認ください(市外局番はすべて「0564」です)



相続税の申告
(税務署)
☎58-6511



故人の
準確定申告
(税務署)
☎58-6511



不動産登記移転
(法務局)
☎52-6415



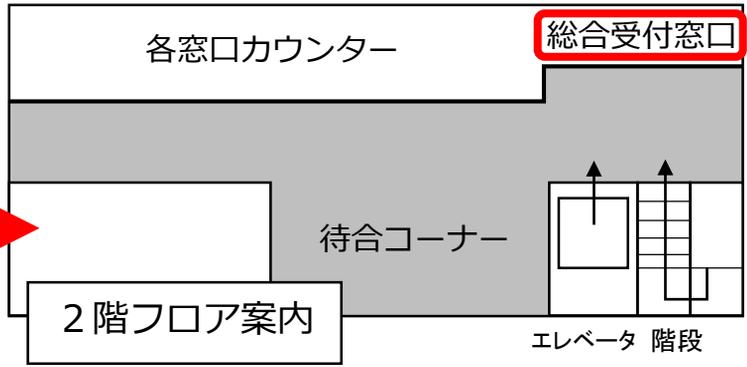
免許証の返納
(警察署)
☎58-0110



墓地利用権の承継
(岡崎墓園管理事務所)
☎46-3260

保健所における手続き

所在地：若宮町2丁目1-1



手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
	小児慢性特定疾病医療受給者	返納届	医療受給者証	保健所総合受付 23-6179 (げんき館 2階)
	B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者	受給者票返納届出書	受給者票	
14日以内 (手当受給者) ☎	・(原子爆弾)被爆者健康手帳 ・第一種健康診断受診者証 ・第二種健康診断受診者証	死亡の届等	事前に右記担当へお問合せください。	
☎	石綿健康被害医療手帳 (労働者災害補償保険制度等の対象でない方)			

額田支所における手続き

所在地：檜山町字山の神21-1

手続きについて	資格の種類	必要な届出	持参するもの	届出先(電話問合せ先)
☎	森林の土地所有者	森林の土地の所有者届出書	事前に右記担当へお問合せください。	中山間政策課 森林整備係 82-3152 額田支所

表示マークについて (表裏共通)

〇〇日以内

お早めに

…期限内、お早めにお手続きをお願いします。

☎

…事前に届出先へお問合せください。